



27号

2013年

4月27日



親子ネット勉強会レポート

親子ネットでは、平成25年3月9日に「別居・離婚後の共同子育て」勉強会を開催しました。会場となった科学技術館の会議室は、当事者である会員及びその父母、マスコミ関係者等でほぼ満席となりました。そして、なんと子どもたちの姿まで会場で見ることができました。

1. 講演会概要

前半、基調講演として、後藤弁護士から多くの事例を踏まえ、子どもの連れ去り・引き離し、貧弱な面会交流など、現行制度の問題点を解説して頂きました。また、問題点を批判するだけでなく、現行制度下における当事者の対応方法について、実務家としての貴重なアドバイスを頂きました。後藤弁護士のお話は調停、裁判でいたずらに、紛争性を高め、高葛藤状況にするのではなく、着地点を見つけて離婚後も共に、子どもの養育に関わる共同親権（共同養育）とは、どのような状況を意味するのかを考えてほしい、そして人生をもっと横臥してほしい、そのようなメッセージを含んでいたものと思います。

後半は、後藤弁護士を含めた5人の方々（面会支援、育児、当事者、2名）をパネリストとして、会場からの発言も交えながら共同子育てについて活発な意見交換を行いました。そして、最後に、アピール文を採択して終了しました。

2. 後藤富士子弁護士 基調講演

1) 日本の離婚紛争の変遷

私は1980年に弁護士になりました。2007年に始めて父親から離婚を受任するまで、20数年間は、概ね母親からの相談を受けていました。私が離婚事件を受任した当初は、まずは調停で、当分の間別居することを取り決め、併せてその間の婚姻費用、子どもの面会交流を取り決めて、マイルドな着地を目指していました。民法第770条第1項の1から5号に離婚の要件が記載されていますが、その1号は不貞です。しかし、その当時は、不貞だけでは離婚となりませんでした。

しかし、1987年に最高裁の判決で積極的破綻主義が採用され、更に、1996年の民法改正要綱で、5年間別居したら破綻と看做すというようなことが記されて、運用されるようになりました。ここから大きく流れが変わりました。

女性には妻、母と役割が変遷していく中で、離婚の話が出てきても、直ぐに、離婚しなければならないわけではありません。夫婦、互いの人生、生き方が成り立つ解決、子供は成長するので、その時代にそって対応するとの考えを、私は持っています。だから、どちらかが100でどちらかが0というものにならないような、解決方法を調停、協議離婚で探してきました。

2007年に二人の子どもを連れ去られた父親の弁護に携わりました。このケースでは、本人自ら監護者指定の審判等を行っていましたが、審判で却下され、即時抗告の段階で私に依頼がありました。当初子どもの身柄の争いばかりしていて、子どもたちに会うことができている状況だったので、私が事件を受任してから、方針を変更し、監護者については相手方とすることを認める一方で実質機能してなかった離婚調停を行いながら面会交流を1年間で9回行い、子どもと会う実績をつくりました。その後、新たな証拠も出てくるなど、妻の監護者として不適格性が明らかとなり、再度、監護者指定を争いました。

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

*一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>

会員 入会金 500円 年会費 2,000円

親子ネット口座 ジャパンネット銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

(オヤコノメンカイコウリユウ ヲジツゲンズルゼンコクネットワーク)



二審の判事が棚瀬一代さんの本をよく読んでいたようで、子供たちのためには、どちらが監護者となるのが良いかを、よく見て頂いたと思います。裁判官から見てもやはりおかしいということで、当事者双方で和解協議を行い、親権者は父親とし、一緒に面会交流も決めました。

2人目の父親が依頼者の事件では、父親は上の子ども2人と暮らしていましたが、母親と暮らしている下の子どもに会うことができていませんでした。そういう状況で、母親側から監護者の指定、執行（失敗）、そして人身保護法による保全執行等がなされました。結局、父親は絶望し、人生を全うすることを諦めてしまいました。このような悲惨なことはみなさんには経験してほしくないのです。

2) 連れ去り別居時の親権とは

離婚前の連れ去り別居は、民法818条第3項によると、当然、父母の共同親権の状態にあります。連れ去られた時の、当事者の対応方法は、監護者指定と面会交流の調停の申し立てがあります。しかし、連れ去り親は、単独親権者になるために連れ去っているのです。監護者指定の申し立ては、すぐに不成立になり、審判に移行しますが、全くシステムが機能していません。現状は、一旦子どもを連れ去られると、連れ去られた親は、ほとんど勝ち目がありません。結果、ますます紛争性が高まり、離婚紛争は熾烈なものになっていきます。

私は現在、連れ去られても、離婚前であれば、共同親権なのだから、いたずらに、子どもの身柄の争いはするなと助言しています。監護権を争うというのは単独親権であることが前提なわけで、単独親権は相手を排除するものです。親子ネットでは別居、離婚後の共同養育と謳っていますが、離婚前であれば、共同親権であることを忘れないでほしいのです。監護権の権利闘争をして消耗するのではなくて、全く不届きで違法だと思うが、連れ去り親を排除しないで、とりあえず相手の状況を認めて、実質的な面をとり、一刻も早く子どもと会えるようになることを考える。そして、子どもの復元力を信じて、長い目で肝要に構え、自分が親として、長期的に子供に関っていくことを追求することが一番大切なことだと思います。

3) 日本の司法制度（法と運用）の問題点

現状、裁判で、親権を争うことになると、子どもの身柄がある方に親権が認められてしまうため、連れ去り別居が横行しています。また、連れ去り別居をする時点で離婚が前提になっているので、夫婦関係調整の調停は全く形骸化しています。特に、DV防止法を悪用されると、話し合いも何もない状況となります。家事審判は訴訟ではなく非公開の職権主義なので、子育ての経験がない若手や定年間際の方が裁判官としてやっているのです。この紛争の実体を理解できないでいます。さらには調査官が問題で、「離婚して親権を渡せば葛藤が納まるので会えるようになる」と平気で言ったりします。

1980年にカリフォルニア州で共同養育法が制定されたのですが、何も親の固有の権利を問題にしているのではないのです。共同養育法は、離婚すると経済的に困窮して子供が健全に育たないことが問題となって子ども達の養育の責任を果たすために、州の政策として成立したのです。離婚後も父親、母親、両方が子ども達の健全な成長のために養育の責任を果たすことが必要なのです。そして、弁護士が問題です。弁護士の報酬は依頼人が獲得した利益で決まるものですから養育費、慰謝料、婚費の請求等を通じて次から次へと請求して、家族をズタズタにしてしまうのです。

4) 最後に

前述しましたが、全く不届きで納得できないのですが、まずは、子どもの身柄の争いはしないで、子供の問題を含めて話し合いで解決していくことが一番良いと思います。

連れ去り後の状況は離婚前で共同親権なのですから、今の事態を全く解決できないということではありません。当事者の方々が現行法の法的な手続きの中で健全な姿を見せていくことが、裁判官や調査官が変えていくことに繋がっていくかと思います。そして、弁護士の私が言うのも変ですが、短い人生の中で、長い時間と大きな労力を裁判に費やして、心身を消耗していくのではなく、目標を見失わないで、何よりも自分の人生を謳歌して、生活を充実させてほしいのです。弁護士の金稼ぎのタネにされないように、当事者として主体性を持って法律家と関わっていくようにしてください。



啓発活動レポート(Kimidori Ribbon)

平成25年2月10日(日)、今回はJR桜木町駅前で第8回目の風船配布活動を行いました。

1. 思い出の場所で

ここ桜木町は自分にとっては特別な場所です。それは、自分が初めて街角に立ち、共同親権の必要性を訴える署名活動を行った場所だからです。当初は街頭で声を出すという事がとても恥ずかしかったのですが、引き離された子供たちの事を想うと、何時しか声も大きくなり、待ち行く人々へ自分が置かれている理不尽な状況を説明出来る様になっていました。

そんな思い入れのある桜木町での活動は地元という事もあるが、少しだけ気合も入ります。そんな中、今回は遙々大阪や名古屋、更にはアメリカからも当事者が参加され、中にはツイッターを見たという方も飛び入りで参加されるなど、大々的に行われました。皆、この問題を何とかしたいという強い思いを持って集まって来ます。キミドリ・リボンプロジェクトはそんな人々の思いをカタチに出来る啓発活動の団体でもあるのです。我が身に起こってしまった現実を受け止め、二度と同じ被害者を増やさない様、社会や国に訴えて行かなければいけません。私はこれを当事者の使命なんだと思い活動をしています。さて、気になる今回の共同親権アンケートですが、やはり何時もと同じ結果となりました。

2. アンケート結果(第8回)

賛成：84票(81.6%) 反対：6票(5.8%) その他：13票(12.6%)

もはやこれは、黄金比率としか言い様が有りません。国民の8割が共同親権に賛成なんです。

3. アンケート結果の活用

先日、「ハーグ条約批准に伴う国内法の諸問題」と題された国会勉強会に参加してきました。そこで、今までキミドリ・リボンプロジェクトが行ってきた各地の活動の様子や共同親権のアンケート結果を纏めた資料を参加された国会議員や秘書の方、それと各国の大使館関係者に配布を行いました。活動を始めて8ヶ月、やっと当初の目標でもあった国民の声を国に伝えるという事が出来ました。

4. 今後の活動予定

今後も各地で活動を行って行きます。予定では、5月に大阪岸和田の市民祭りで親子ネット関西さん、チルドレンファーストさんと合同で行います。その翌週にはKネット九州さんと博多でも行います。更には11月頃に東北で大きな活動の話も上がっています。子どもの連れ去り・引き離しなくなる社会を目指し、キミドリ・リボンプロジェクトは皆さんと共に頑張って行きます。今後ともご支援頂けます様、宜しくお願い致します。

5. お知らせ

今後の啓発活動の予定はKimidori・Ribbon Projectのホームページ、もしくは、Kimidori・Ribbon Projectのfacebookのページで告知していきますので、是非、覗いてみて下さい。宜しくお願い致します。

(野村 孝幸)



春のイベント(お花見)報告

3月23日(土)東京都千代田区の北の丸公園にて「お花見」を開催しました。急な呼びかけにもかかわらず、15名ほどの会員が集まり、のどかな(実は強風吹きすさぶ中でしたが…)春の一日を楽しく過ごしました。満開の桜がとてもきれいで、かの有名な千鳥ヶ淵の桜も同時に楽しめて、手作り豪華お弁当の差し入れもあり、それぞれが抱える悩みや問題を一時荷卸して、穏やかでなごやかなお花見となりました。





「あなたに会いたくて」第2弾

親子ネットNAGANO 代表

堤 則昭

1. この問題に取り組まれるきっかけはご自身が当事者になられたことだと思いますが、その状況を教えていただけますか？

私には男の子が二人います。今は長男が高2の17歳、次男が中2の14歳。連れ去られたのはそれぞれ小2の8歳、年中の5歳の時でした。同居していた当時、子どもたちは私が仕事から帰るとすぐに私の取り合いをはじめ、その様子を見て、元妻は痙攣を起こすことも度々でした。

連れ去りの時、ムシが知らせたのでしょうか。しばらく私の母が滞在していました。それでも私が仕事に出ている間、元妻は自家用車を使わずに、連れ去り協力者の車に、家にいた次男を乗せて、下校途中の長男をその車に乗せて連れ去りました。私が帰宅してからの母の言葉には呆れちゃいましたね。「よその人の車に乗ってどっか行っちゃったきり誰も帰ってこないのよ」って。何のためにあなたは居たのかと、思わず母親を責めちゃいました。

それからの私は、体重は2週間で14kg減り、髪の毛は真っ白になって大量に抜け落ちて、鏡に写った自分の顔を認識できないほどでした。世の中がみんな、私のことを悪く言っているような気がして家のカーテンは閉めきり、真っ暗な家で引きこもっていました。その後はストレスによる神経麻痺により右顔面が全く動かなくなったりもしましたね。

2. 東京都港区ご出身の堤さんが白馬に移り住まれたのはなぜですか？

騙されて...(笑)。パラグライダー、スノーボード、スキーなどのインストラクターをされていて、そうした関係の会社と一緒にやろうと言われたのがきっかけ。そんな会社がうまくいくはずもなく結局、辞めるはめになりました。それでも都会で生きる気もしなくて、かといって不便な過疎地での生活には自信がなかったので、ここに住みつきしました。その後は土方やったり、ダンプ運転したり、いろいろしましたね。

3. 白馬村住民登録拒否裁判について、内容と、この裁判を通して堤さんが世間に訴えたいことは何かをお聞かせください。

実はこれは、私が皆さんに一番知ってもらいたい問題なんです！

背景は、行政が何ら法的根拠がないのに、現在、同居・養育している親に親権がないことを理由に、その子どもの住民登録を認めず、小学校への正式入学も認めず、教科書も給与せず成績表も交付しない、福祉医療も手当も支給を認めなかったというものです。

これが意味するものは、子どもが自分の本当の意志で同居する親を選んだ場合でも、「その親には親権がないから出て行きなさい」という処分を行政が子どもにしたということです。

子どもが、自らこれらの権利を得るには親権の有無は必要要件ではありません。それなのに、行政が「子どもは親権者の元にいるべきで、親権のない親に養育されている子どもにはそれらの権利を認めない」としたのです。

これは、子どもの連れ去り・引き離し、家庭裁判所の機能不全など、家族法にまつわる、この問題を理解しない人が聞くと頷いてしまうかもしれませんが、処分に法的根拠はありません。当然、子どもの権利を侵害する理由にはなりません。子どもの最善の利益は何であるかを問わない司法、行政の姿勢、子どもは親（親権者）の所有物であり、権利の主体ではないとの考え、これが私達が被る差別の原点だと思うんです。

たとえ法律が変わっても、すぐにこうした問題が解消するわけではありません。逆に法律を変えずとも、この点は改善できる点です。理不尽な行政を相手にするのはとても困難です。その一方で前例踏襲横並び体質なので、前例をつくれればその効果は他にも波及するだろうと考えて裁判をしています。もう少し、注目されてもよい問題だと思うのですが、当事者の皆さんの注目度もいまひとつのようです。

4. 親子ネットNAGANO（代表）としての活動内容について教えてください。

現在は面会交流支援、離婚（再婚）カウンセリングをはじめとした、離婚に関わった人達の生きづらさの解消に向けた支援が中心です。面会交流に関しては、合意に至らない両者の間に入って調整をする、ADR(※)めいた支援もしています。

今は行政への働きかけの一環として、長野県子どもの権利条例の制定に向けて、児童の権利条約第9条3項を重んじ、行政がそれに見合った支援をするように働きかけをしています。

※ADR：Alternative Dispute Resolution の略称で「裁判外紛争解決手続」を意味する。

5. ステップファミリーについて、子どもを連れ去られた当事者の第二の人生設計について、再婚について、どう考えたらよいか、当事者へのアドバイスをお願いしますか？

これが難しい。私たちは、まずは、子どもとの交流を望みますよね。新しい家庭を持つと、元配偶者からは「子どもを見捨てた」と言われ、世間も、裁判所も「もう新しい家庭があるし...」と言う。でも、子どもの視点から考えると、ちょっと違うのではないのでしょうか？一見、こうした世間の意見は受け入れやすい。子どもには、複雑な思いがあるのも確かだけど、子どもが成長した時、私達が一人老いていく人生を子どもたちが望みますかねえ。逆に、負担や後ろめたさを感じる場合が多くあると考えます。

結局、「子どもを見捨てて」は、相手の「私を捨てて」のすり替えで、子どもの本心とは言えない場合が多い。本来、自分の人生と子どもの人生は別だから、私たちは自身で幸せな人生を歩む努力をすべきだと思います。それによる安定や充実感やパートナーの応援が自分自身の子どもとの交流を求める新たな力になるのも確かです。だから離婚後の家族にはペアレンティングコーデネートが必要なのだと思います。

6. 休日の過ごし方、趣味についてお聞かせください。

月に2日から5日は面会交流支援、1日は墓参で費やして、こうした活動に、子どもの行事、そして裁判となると残った休日どころか休暇だって限られますよね。自然の中で戯れていると、それぞれ旬の時期って結構短くて、山菜・畑・釣り・キャンプ・潜り・スキー・山・海・川・湖そして家の用事...。どれも結局やりきれません。いったい、いつ仕事しているのでしょうか(笑)。そして、近所の子ども達にお節介をしては、親御さん達から煙たがられ...(笑)。没頭できる趣味も見当たりません。目先の楽しそうなことを見つけては遊んでいるだけです。

~~~~~

「インタビューを終えて」

インタビュアー；鈴木裕子（運営委員）

初めて堤さんとお話させていただいた時の私はもっと弱っていて、人生最大の失敗を自分のせいだと責めていた頃でした。堤さんの独特なイントネーションや、面倒見の良い人柄がにじみ出た笑顔とお声のトーンは温かくて心地よく、その懐の深さに傷ついた心を癒されたのを覚えています。

親子ネットの勉強会に、長野からご参加くださる方々も「堤さんに助けていただいている」と口々におっしゃっていて、何かの機会に堤さんに会報原稿をお願いしたいと思っていたのが叶い今回のインタビューとなりました。身を挺してこの問題に取り組む生き様や父の思いは必ずお子さんに届きます。私たちも、堤さんの活動に協力、協賛したり、お力をお借りしたりしながら問題に取り組むと同時に、自身が幸せな人生を歩む努力もしていきましょう。



## ハーグ条約Q & A

ハーグ条約は、今国会で承認される運びですが、ハーグ条約と国内の子どもの、連れ去り・引き離し問題の相関性整合性について、地元の議員さんに陳情する際、知人、友人に説明する際、「あんちょこが欲しい」という皆さまからのご要望にお応えして「Q&A一覧表」を作成いたしました。ご活用ください。

| No | Q                                                            | A                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 国際間の連れ去り、引き離しと国内の連れ去り、引き離しは別。国内は日本の文化・歴史に沿った形で引き続き運用していけばよい。 | 国によって「子どもの最善の利益」が異なるという考え方は、非常に非合理。「子どもの最善の利益」は、両親の別居・離婚後も離れて暮らす親と頻繁且つ定期的な交流を持つことであるというのは、既に科学的に決着している。それなのに、連れ去り、引き離しを日本の文化だとすることは、文化水準の低い国民性、国であることを公言しているようなもので恥ずべきだ。身内に離婚による「生き別れ」が起こってから気づくのではなく、制度を改善して未然に別居による「生き別れ」を防ぐべきである。                                    |
| 2  | 欧米でも、子どもの連れ去りや引き離しも横行している。日本の当事者が羨む程、素晴らしい制度ではない。            | 欧米でも子どもの連れ去りや引き離しがゼロではないのは事実である。しかし子どもの連れ去りや引き離しが発生しないよう国が制度を整えているので、日本に比べて圧倒的に連れ去りや引き離しが起きにくい。もし子どもの連れ去りが起こった場合、連れ去られた親が裁判所に申し立てれば、直ちに面会の場が設定される。日本のように、裁判所に面会交流を申し立てても何年か会えないなどありえない。欧米でもし面会を拒否するようであれば、面会に寛容でない親であるとして監護親として相応しくないとみなされるため、子どもの連れ去りや引き離しに歯止めがかかっている。 |
| 3  | 子どもを両方の親に会わせると忠誠葛藤が生じるから会わせるべきではない。                          | この考えは迷信であり、非科学的である。別居・離婚後の親子の関わり方に関する研究は世界各国で行われており、両方の親に会い続ける方が自己肯定感が高いなど、明らかな有意の差として報告されている。日本でも、大正大学 青木教授により同様の調査が行われ、国による差はないことも実証されている。                                                                                                                            |
| 4  | 子どもの面会交流について、計画を立てるべきではない。自由にやらせるべきだ。何でもルールで縛るのは日本の文化になじまない。 | 離婚する夫婦であるから、スムーズなコミュニケーションを期待することは難しい。だからこそ、別居前に細かい取決めが必要である。計画のないビジネスが成り立たないのと同様、親業というビジネスにも計画が必要。計画変更をするときやルールを変更したいときに、変更したい側が申し出るビジネスの仕組みと全く同じである。これは、親子交流を持続させるための効果的な手段として、先進国が辿り着いた結果である。無計画の面会交流が実現しない日本の状況を鑑みれば、計画の必要性は明らかであり、文化の問題とは無関係である。                   |
| 5  | 日本では、子どもをきちんと両方の親に会わせない者には、裁判所はきちんとした判断をしている。                | きちんと判断しているのであれば、どうして裁判所に面会交流の調停や審判を申し立てても、あるいは裁判をしても親子交流が断絶してしまうのでしょうか。残念ながら、「きちんと」の意味は裁判所の手続きの話でしかなく、「子ども最善の利益は何か」という根本的なところではきちんと判断されていない。                                                                                                                            |
| 6  | 日本の裁判所は継続性の原則で全て決定しているというのは嘘。                                | もちろん裁判所は、他の要件も形式上は考慮している。しかし、他の要件が実質的に単独監護している親とそうでない親と平等であるのに対して、「継続性」だけは、判断時点で差がついてしまっている。子どもの居所を変更させることを極端に嫌う裁判所は、ただこの一点の違いを指摘し、子どもの居所を指定している。まさしく、「継続性の原則」の適用となっている。                                                                                                |
| 7  | 欧米でも主たる監護者は母親であるケースが大半であり、日本と制度は変わらない                        | 共同養育している欧米でも、主たる監護者が母親であるケースが多いのは事実である。しかし欧米では、従たる監護者と子どもとの交流が年間100日程度を当たり前として実践している点が大きく異なる。それを担保する制度が存在するか否かが大きな違いである。                                                                                                                                                |
| 8  | 監護者は女性とすべき。小さい子どもには母親が必要。男性が監護者とすべきではない                      | 子どもには両親が必要である。共同養育を実践し、双方の親と同程度に接触していれば、どちらが監護親になっても構わない。                                                                                                                                                                                                               |

## 父親の育児参加

今から7～8年前だったか、厚生省（当時）から、音楽グループTRFのダンサーSAMをモデルとした父親の育児参加を促すポスターが出た。そのキャッチコピーは「育児をしない男を、父と呼ばない」だった。有名タレントが続々と“できちゃった婚”をして、話題になった頃で、若い女性に圧倒的に支持されていた安室奈美恵と結婚したSAMの子どもを抱えたポスターは「父親の育児参加」の象徴だった。

ちょうど同じ時期に私の周りでも、同僚の男性職員が、奥さんの出産後に「出産補助休暇」を取った。子育てに対する社会の変化を実感したことを覚えている。男性の育児参加は、厚生省の旗振りが功を奏したか（？）やがて「イクメン」という言葉も登場し、育児用品もお父さんの体格に合ったものも出回るようになってきた。今や、お父さんが、赤ちゃんをおんぶひもで前抱っこにしている姿も当たり前になってきた。子どもだって、お父さんと過ごす時間が多くなれば、「パパ大好き！」であるし、お父さんも子どもに対して愛着がわき、相思相愛の関係ができてくる。この数年で、子どもと父親の愛着関係は10年前とは全く違ってきていると感じている。

ところが、これほど進んできた「父親の育児参加」なのに、いざ両親が離婚となると、家庭裁判所は急に「育児は母親」という考えになってしまう傾向があるのはどうしてなのか…司法の世界だけが、「イクメン」の潮流に逆行している気がしてならない。

私が代表を務めるNPO法人は、面会交流支援を行っているため、連れ去り別居をされた方から相談を受けることが多く、相談者のほとんどが父親である。連れ去り別居をすると、連れ去った方が有利になり、その後、子どもに会えないまま歳月が過ぎて行く。子どもの立場で見れば、男性である父親と女性である母親を社会の手本として大きくなっていくのだが、悲しいかな、一番身近なはずの人生の手本が一番遠い存在になってしまう現実がある。

子どもの成長は驚くほど早く、その成長に応じて両親の役割は変わっていく。だからいつでも子どもの傍らには「夫婦」でなくても父親と母親が居て欲しい。子どもの立場に立った支援をしている団体の代表として、離婚調停・裁判期間中でも「両親に愛されて育つことを実感できる」社会となっていくことを切に願っている。

NPO法人保育支援センター理事長  
梅津なみえ



## 【手帳にメモして】

### ■親子ネット野外昼食会(5月)

日時：5月11日(土) 12:00～

場所：お台場 潮風公園

※雨天は場所を変更予定

問い合わせ：[info@oyakonet.org](mailto:info@oyakonet.org)

### ■講演「アメリカの共同監護と面会交流」

アメリカのカリフォルニア州の家庭裁判所で長年離婚事件を扱われた、レオナード・エドワーズさん来日講演、(Leonard Edwards、カリフォルニア州家庭裁判所元所長、シカゴロースクール教官、カリフォルニア司法協会、長年裁判官として離婚と虐待の問題に従事、著書多数)

日時：2013年5月20日(月)

14:00開場 14:30～16:30

場所：弁護士会館クレオBC(東京都千代田区霞が関1丁目1番3号弁護士会館2階 地下鉄「霞ヶ関駅」B1-b 出入口直結)

参加費：無料(予約不要です。直接会場にお越し下さい) \*同時通訳有り

主催：共同養育講演会・実行委員会  
連絡先：03-5919-7501(棚瀬法律事務所) メール：[tanase@law-t.jp](mailto:tanase@law-t.jp)

### ■当事者女性の親睦会

※参加は女性のみとなります事をご了承ください。

日時：2013年6月29日(土) 13:30～

17:00(日時等変更になる場合があります。何時からの参加でもOKです)

場所：青山いきいきプラザ

参加費：会場代を参加者の人数で割ります。参加表明は特に必要ありませんので、直接会場にお越しください。親睦会後は懇親会を開催します。懇親会からの参加を希望の方のみ、事前にメールにてお知らせ下さい。

メール：[info@oyakonet.org](mailto:info@oyakonet.org)

### ■親子ネットNAGANO相談会

日時：毎月第3土曜日 13:30～16:30

※変更の際は事前にブログ等で告知。

場所：親子ネットNAGANO事務局(長野県白馬村)または電話相談(スカイプ対応)も可能。出張相談所の開設も可。

相談料：無料。ただし、運営協力費として1時間1,500円、1時間を超える場合は1時間毎に500円の加算、子どもからの相談は運営協力費不要。※24時間前までに予約をお願いします。

問合せ：[kodomokenri@gmail.com](mailto:kodomokenri@gmail.com)

### ■くにたち子どもとの交流を求める親の会定例会

自助活動：毎月第1木曜日19:00～

会議：毎月第3木曜日 19:00～

場所：スペースF(国立市中3-11-6)

問合せ：042-573-4010(スペースF内)

### ■SOS!会えない親子のホットライン

日時：第3木曜日 19:30～21:30

問合せ：042-573-5791(くにたち子どもとの交流を求める親の会)

## 【活動日誌】

2/2 親子ネット定例会

2/16 親子ネット運営委員会

3/9 親子ネットイベント「別居・離婚と共同子育て」勉強会

3/16 親子ネット運営委員会

3/23 親子ネットお花見大会

4/6 親子ネット定例会

4/20 親子ネット運営委員会

## 【マスコミ】

1/16 首相「ハーグ条約」加盟表明へ 日米同盟の再強化印象づける狙い首脳会談(産経新聞)

1/19 日米外相会談、「ハーグ条約」への加盟に向けて、次の通常国会で必要な法案の成立を目指す(NHK)

1/24 (いま子どもたちは)親が離婚した1)親への恋しさ、我慢した(朝日新聞)

1/25 (いま子どもたちは)親が離婚した2)父に会えば、きっと幸せに(朝日新聞)

1/26 (いま子どもたちは)親が離婚した3)「お父さん、一緒に帰ろう」(朝日新聞)

1/28 子ども親の親権は誰の手に?(The Japan Times)

1/30 (いま子どもたちは)親が離婚した4)母と2人で生きていく(朝日新聞)

1/31 (いま子どもたちは)親が離婚した5)父じゃない男に怒鳴られて(朝日新聞)

2/1 ハーグ条約、早期加盟の方針=安倍首相、日米首脳会談で伝達(時事通信)

2/1 (いま子どもたちは)親が離婚した…、6)いくらクズでも父は父(朝日新聞)

2/2 (いま子どもたちは)親が離婚した…、7)会う度「ごめんね」しんどいよ(朝日新聞)

2/3 (いま子どもたちは)親が離婚した…、8)陥だらけの家族だけど、幸せ(朝日新聞)

2/10 今国会は少なくとも65法案、最優先はハーグ条約(読売新聞)

2/14 米大使 ハーグ条約加盟を要請(NHK)

2/20 ハーグ条約加盟を今国会で承認へ首脳会談で米に伝達(日本経済新聞)

2/20 「ハーグ条約批准」の「不平等条約状態」を放置するな(Newsweek)

2/20 ハーグ条約加盟 子ども幸せ最優先で(東京新聞 社説2/21 Japan expected to ratify Hague Convention on child abduction (誘拐された子どもたちへの日本の見方の変化)(AFP)

2/23 【日米首脳会談】首相、ハーグ条約承認に「努力」(産経新聞)

2/25 ハーグ条約 どんな条約 どう変わる(東京新聞)

2/27 ハーグ条約、加盟容認86%に(日本経済新聞 電子版)

3/4 ハーグ条約 子どもを守る体制整備を(山陽新聞 社説)

3/5 安倍総理 衆議院本会議で「民法766条の周知徹底」を答弁(衆議院本会議)

3/15 ハーグ条約承認案を閣議決定 政府(日本経済新聞)

3/16 ハーグ条約加盟へ 親権制度も視野に議論尽くせ(愛媛新聞)

3/19 妻に暴力、日本の外交官に実刑判決 米カリフォルニア(産経新聞)

3/21 親権争いー妻たちよ、急に優しくなった夫に要注意(PRESIDENT Online)

3/24 ハーグ条約 今秋にも日本運用 となる子の居住国 原則返還、利益 考え例外も(西日本新聞)

4/1 子どもの親権は誰の手に?(NHK)

4/1 金銭支払い命じる「間接強制」は可能 子供の面会拒否で最高裁初判断(産経新聞)

4/4 「子の利益」保護で論戦=ハーグ条約、審議入り(時事通信)

4/4 国際結婚巡るハーグ条約関連法案 審議入り(NHK)

4/19 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について(衆議院外務委員会)

4/19 ハーグ条約国内担保法案 審議・参考人意見陳述(衆議院法務委員会)

4/19 ハーグ条約承認案を可決=衆院委(時事通信)

## 【編集後記】

先日、衆議院法務委員会のハーグ条約関連質疑を傍聴させていただきました。様々な立場の5名の参考人のお話が15分ずつあり、続いて、各党の議員さんからの質問がありました。

ハーグ条約の批准に反対してこられた立場の方々、批准することが決まると、日本独自の解釈や例外規定を国内法に盛り込もうと一生懸命です。

「子の最善の利益」という同じ言葉を、私たちと180度違う方向から説明をされていた。参考人同士が議論する場面はないのですが、議員さんからの質問に答える形で間接的な議論が繰り広げられ、さながら法廷ドラマを見ていたかのようでした。

問題の本質をとらえると、「子の最善の利益」に照らして、日本は裁判所はどうあるべきか、大人は親はどうするべきかの答えは明白であると思いますし、参考人の中で弁護士の棚瀬先生と、那須塩原副市長の渡邊さんのお話は寸分もぶれずにそこを押えておられたと思います。

これからも、議員さんにも一般の方々にも、「なるほどそうだね。親同士の離婚紛争に子どもを巻き込むのは違うよね、離婚しようとする子どもは両方の親から愛され養育されるべきだね」と思ってくれる人の数を増やしていかなければなりませんね。(鈴木裕子)

## 【編集メンバー募集中】

会報「引き離し」の編集にご協力頂ける方を募集しています。メールでお知らせください。

お問合せ：[info@oyakonet.org](mailto:info@oyakonet.org)

## 【住所変更時のお願い】

ご転居に伴い、住所が変わられた会員の皆さまは、お手数ですが、住所変更のご連絡をお願い致します。その他メールアドレス等の変更がある場合もご連絡をお願い致します。

連絡先メール：[info@oyakonet.org](mailto:info@oyakonet.org)

(システム管理担当)